

○技能検定員資格者証の交付(審査により判断する場合以外の場合)

(第 99 条の 2 第 4 項)

改正 令和元年 12 月 1 日 令和 4 年 5 月 13 日

審査基準

令和 7 年 3 月 24 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 99 条の 2 第 4 項
処分の概要	技能検定員資格者証の交付(審査により判断する場合以外の場合)
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 99 条の 2 第 4 項(技能検定員) 技能検定員審査等に関する規則第 4 条(技能検定員審査の審査方法等)、第 6 条(技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定)、第 7 条(技能検定員資格者証の交付等)
審査基準	技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間	7 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係

別紙

[別紙参照]